

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和4年7月22日(金) 13時50分～15時00分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第1会議室	
出席者	公益代表委員 (3名)	原田いつみ 松枝千鶴 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (3名)	喜納浩信 白石裕治 日高実禎 (敬称略)
	使用者代表委員 (3名)	岩重昌勝 瀬平秀人 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (2名)	勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 2 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について 3 鹿児島県最低賃金の改正審議について 4 その他	
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 3 意見書(鹿児島県医療労働組合連合会) 4 意見書(コープかごしま労働組合) 5 意見陳述(鹿児島県労働組合総連合) 6 第2回目安に関する小委員会配布資料 7 第3回目安に関する小委員会配布資料	

○ 勝田賃金室長

定刻より早いですが、皆さんお集まりですので、始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、1回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され、議事が開会されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

それでは、1回目の専門部会でございますので、本来であれば、中村労働基準部長より、ご挨拶申し上げるところでございますが、昨今の社会情勢により急遽参加できなくなりましたので、私から一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、専門部会の委員をお引き受け下さり、厚く御礼申し上げます。本年度の鹿児島県最低賃金の改正審議につきまして、何卒ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

ところで、県最賃の改正につきましては、7月4日の第1回本審で局長より諮問をさせていただいたところです。

今年度の目安は、現在、中央最低賃金審議会の目安小委員会において議論されており、7月29日開催の第2回本審において、伝達させていただくこととしております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の先が見通せない状況の中でのございましたが、感染拡大から1年以上経過し、経済・雇用等への影響も各種指標に表れてきていたこと。また、ワクチン接種も開始され、状況も変化しているということで、中賃から示された目安額が、全国一律28円という状況におきまして、審議にご苦労されたと思います。

今年度も、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況の中、加えて、ウクライナ問題などの世界情勢による経済や雇用に与える影響も不透明な状況にあります。

委員の皆様には、今後、中賃より示される目安額等も参考にしながら、九州・沖縄ブロックの動向、鹿児島県の状況等を踏まえ、建設的なご審議をしていただきますようお願い申し上げます。

今年も大変暑い時期に、ご議論をいただくことになり、ご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○ 勝田賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

まず、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 原田委員

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、その結果を報告させていただきます。

部会長に山本委員、部会長代理に松枝委員を候補者として推薦します。以上です。

○ 勝田賃金室長

ただ今、公益委員の原田委員から、部会長に山本委員、部会長代理に松枝委員を推薦する旨ご報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の部会長に山本委員、部会長代理に松枝委員に決定させていただきます。

では、山本部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 山本部会長

今、選ばれました山本でございます。よろしくお願いいたします。ご承知のとおり明らかに第7波といわれる感染拡大が爆発的に増えていて、私の勤務の大学でも、あと2週間くらいで授業は終わるのですが、びくびくしながら何とか収まってほしいと願っております。この間、ウクライナ問題に端を発して、世界的に混乱が起こり、しかも、日本でも物価がどんどん上昇しているという近年にない顕著な傾向が出ております。これは、当然働く人たちも大変ショックでありましょうし、当然それを雇用する企業の方々も非常に苦慮しておられることと思います。大変困難な中での審議になるかと思いますが、何とか合意に達しますよう最後まで皆様ご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただ今より、令和4年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。先ず、本専門部会の成立状況について、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないとされております。

本日の専門部会は全ての委員にご出席いただき、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本部会長

ありがとうございます。ただ今、部会が成立しているということですので、議論に入りたいと思います。それでは、確認事項につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

確認事項につきまして、ご説明いたします。

鹿児島地方最低賃金審議会の公開につきましては、7月4日の第1回本審において公開するところですが、本日を含め今後の鹿児島県最低賃金専門部会の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条で、会議は、原則として非公開とするとなっておりますので、非公開とするという取り扱いでどうかということでございます。

○ 山本部会長

今、ご提案のありました本部会の公開につきまして、これまでの運営規程どおりで、非公開とすることで扱ったらということですが、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

それでは、非公開とする扱いで進めさせていただきます。

それでは、まず議題に入ります。第1の議題は、最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見

書の取扱いについてということです。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

第1回本審でご説明いたしましたとおり、最低賃金法第25条では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聴くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料2をご覧ください。最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。最低賃金法第25条第5項によりますと、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、公示の期間を7月4日から7月21日までとして、関係労使からの意見聴取の公示を行ったところ、資料3、資料4及び資料5のとおり意見書等が提出されております。

また、最低賃金法施行規則第11条第2項では、意見書によるほか、関係労働者及び関係使用者のうち相当と認める者をその会議に出席させる等により意見を聴くものとなっております。

この取扱いにつきましては、第1回本審でご説明いたしましたとおり、これまでと同様に、意見陳述の取扱いは、正式には専門部会で審議して決定することになりますが、大枠としては複数名でも可とするが、時間は10分以内ということ、説明させていただきました。

今後の日程も集中しておりますので、第1回本審での説明のとおり、本日、金額審議に入る前に、時間は10分以内で、意見陳述を受けることとしてよろしいでしょうか、改めてお諮りいたします。

○ 山本部部长

ただ今、事務局からお話がありましたように、意見聴取の公示につきまして、資料3、資料4及び資料5のとおり意見が出されております。その扱いにつきまして、第1回本審で説明がありましたように、これまでと同様に取り扱うということで、専門部会として正式に決めていただきたいということの提案がありました。

この点について、改めて委員の皆様からご意見があれば伺いたいと思います。

労側から何かございますか。よろしいですか。使側からもよろしいですか。

○ 山本部部长

双方ともご意見がないということのようですので、昨年と同様に、意見陳述は複数名でも可能であるが、時間は全体として10分以内でお願いするしたいと思います。

それでは意見陳述を受けたいと思いますので、意見陳述者を入室させてください。

(陳述者、入室)

○ 山本部長

ただ今から、最低賃金法 25 条に基づきまして、関係労働者の意見陳述を受けたいと思います。本日は、鹿児島県労働組合総連合幹事、小柴健介氏に来てもらっています。それでは、意見陳述をよろしく願います。

○ 陳述者

鹿児島県労働組合総連合幹事の小柴です。よろしく願いいたします。今日は、お忙しい中、お時間を作っていただきまして、ありがとうございます。私からは、既に提出させていただいております文書を読み上げる形で、報告させていただきます。

初めに、最低賃金 3 つの視点ということで、私たちもっております。鹿児島県労連各方面に、収束の見えないコロナ禍と物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、最低賃金を 1,500 円に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差の是正を行うよう決断を求めたいと思います。

私たちは、日本の最低賃金には 3 つの問題があると考えています。1 つは、低すぎて自立して生活できないこと。2 つ目には、地域別で格差が広がっていること。3 つ目は、中小企業支援が脆弱であることです。

ご存じのとおり、日本の最低賃金は、時給で定められ、都道府県ごとに 4 つのランクに分けられ、2021 年の改定では、最高の東京都が 1,041 円、最低の高知県と沖縄県は 820 円で、全国加重平均は 930 円となっています。

しかし、私たちが全国 25 都道府県で 4 万 5 千人を超える人たちの協力に取り組んできた最低生計費試算調査によると、全国どこでも月額 24 万円、時間額 1,500 円以上必要との結果が示されています。今年 2 月に公表された大阪の最低生計費試算調結果でも 25 歳単身男性で時間額 1,633 円とコロナ禍のもとでも 1,500 円を超える結果となりました。

私たちが全国一律 1,500 円以上というのは決して高すぎる数字ではないと考えております。主要先進国の中での日本の最低賃金は低水準にあり、C、D ランクの多くの地方は韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。

海外に目を向けると、コロナ後の経済回復を見据えて、ドイツでは 2021 年 1 月の 9.5 ユーロ、約 1,247 円から 2022 年 7 月に 10.45 ユーロ、約 1,372 円と 11.8% 増へ大幅に引き上げ、さらに 10 月から時給 12 ユーロ、約 1,576 円上げる法案を可決しましたし、英国では時給 8.91 ポンド、約 1,382 円から 9.5 ポンド、約 1,473 円に引き上げるほか、オーストラリアでもアルパニージー首相が最低賃金の引き上げを公正労働委員会に申請するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げが取り組まれています。また、フランスは 1 月に続き 5 月にも最賃を引き上げ 10.85 ユーロ、1,425 円に引き上げ、5 月に発足したオーストラリアの労働党新政権は 6 月 15 日、最賃を 7 月から 5.2% 引き上げ 21.38 豪ドル、約 1,806 円にすると発表しました。以下の主要国の最低賃金、ドイツの最低賃金引き上げの推移、英国の最低賃金の引き上げの推移は、ご確認ください。

2 つ目の問題は、地域間格差とっております。2021 年の改定では、最高の東京都が 1,041 円、最低の高知県と沖縄県は 820 円と 221 円、鹿児島は 220 円もの格差があります。図に示し

ているようにランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2021年には221円と格差は2倍以上に広がっています。

日本商工会議所は4月21日付の最低賃金に関する要望の中で、最低賃金は、47都道府県を所得・消費関係、給与関係、企業経営関係の19の指標をもとにA～Dの4ランクに分け、ランクごとに目安額を決定している。全国一律に最低賃金額を決定している諸外国の制度や、東京一極集中の是正・地方創生の観点を踏まえ、全国で一元化すべきとの意見もあるが、現在のランク制は各地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであるとともに、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、堅持すべきであると述べています。

しかし、前述の最低生計費試算調査の結果は都市部も地方も25歳単身で税込月額24万円、時間額1,500円以上、月150時間、必要との結果が示されています。最低賃金に地域間格差を設けた結果、最低賃金が低い地方では、労働者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊します。中小企業では、人手不足、後継者不足で、事業継続が困難になっています。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改正することが必要です。次ページの3つのグラフです。最低賃金の地域間格差、最低賃金と人口の増減、最低賃金試算調査結果については、また、ご確認ください。

3つ目は、中小企業支接が脆弱であることです。日本の企業の99.7%が中小零細企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていません。地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。

先にあげた日本商工会議所の最低賃金に関する要望は、中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合に、生産性向上のための設備投資等に要した経費の一部を助成する業務改善助成金は、昨年度に助成上限額の引上げや対象となる設備投資の範囲拡大など特例的な要件の緩和・拡充が図られたが、これらの特例措置については、より幅広い事業者が利用できるような恒常的な措置とし、売上高等要件の廃止を求めるとともに、コロナ禍の影響を強く受ける飲食業、宿泊業等の事業者を中心に、より一層活用がなされるよう幅広い周知と申請手続きに係るきめ細かいフォローを実施していただきたい。また、中小企業向け賃上げ促進税制についても利用を促進することで、賃上げに取り組む中小企業を後押しされたいと述べています。

また、中小企業家同友会全国協議会も社会保険料の事業主負担を軽減する助成制度の創設、労務費上昇分を価格転嫁できるような取引関係の適正化などを要望しています。私たち鹿児島県労連の上部団体、全労連も2022年1月に、最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を、全国一律最賃で経済の好循環を求める提言をまとめました。最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化が求められています。

今、お話しした3つに加えて、物価高購から生活を守るためにも引き上げをしていただきたいと考えています。円安などの影響による原材料や燃料の価格高購などにより、食料品をはじめ様々なものが値上がりしています。2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略などの影響はこれから出てくることを考えると、当分物価の高購が続くことが予想されます。

内閣府の消費動向調査によると消費者の心理の明るさを示す消費者態度指数は1月36.7と2ヵ月連続で悪化したほか、1年後の物価見通しを、上昇すると答えた割合は1.2ポイント上

昇の 89.7%で、2014 年 3 月と並んで過去最悪となっています。

物価の高騰は所得の低い人への影響が大きく、格差の拡大にもつながります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で苦しい生活を強いられている非正規雇用労働者などにとっては、所得の減少に加えて物価上昇で二重の打撃となります。今年の最低賃金の改定にあたっては、先に指摘した 3 つの問題に加え、物価の高騰から生活を守るためにも最低賃金の大幅な引き上げを求めるものです。下の食品値上げ、品目数、月別については、ご確認ください。

最後に、最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。岸田内閣は、新しい資本主義の実行計画で、最低賃金を 2025 年度にかけて、できる限り、早期に全国平均が 1,000 円以上となることを目指すと明記しましたが、平均 1,000 円は、2010 年の政労使による雇用職略対話合意で、2020 年までに全国平均 1,000 円を目指していたもので、すでに 2 年が経過していますが、加重平均で 930 円、最低額 820 円に過ぎません。

消費を向上させて経済の好循環を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1,500 円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

今年の地域最低賃金の改定に向けて、積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくことを求めて、鹿児島県労連の意見とします。

今日は、お時間を作っていただきありがとうございました。

○ 山本部長

ありがとうございました。ただ今、最低賃金の絶対額が低すぎるとのご意見、地域間格差があり、一律の最低賃金が望ましいというご意見、あるいは、中小企業に対する支援策の抜本的な強化が必要だというご意見、最後に、最近の高物価についての特別な配慮が必要だという趣旨のご意見をいただいたと思います。今後の審議の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(陳述者、退席)

○ 山本部長

それでは、2 番目の議題に入ります。鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整についてです。

これにつきましては、7 月 4 日の第 1 回本審で協議をしておりますけど、再度、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から開催案内を配布)

○ 松下賃金室長補佐

それでは、私の方から、鹿児島県最低賃金専門部会の日程について説明いたします。

第 2 回専門部会から第 5 回専門部会の開催日時につきましては、第 1 回本審におきまして、

ご説明したとおり、第2回専門部会を8月1日月曜日14時から、第3回専門部会を8月5日金曜日10時から、第4回専門部会を8月8日月曜日10時から、第5回専門部会を8月10日水曜日10時からそれぞれ開催させていただくことをご了承いただければと思っております。

以上でございます。

○ 山本部長

ありがとうございました。

ただ今、第2回専門部会から第5回までの審議日程の開催予定を報告いただきましたが、この日程でよろしいですか。

(異議なし)

○ 山本部長

特に、ご異議ないようですので、今提案がありました日程どおりに、開催を進めてまいりたいと思います。

次に、議題3に入る前に、本日の資料等について、説明をお願いしたいと思います。

○ 勝田賃金室長

私の方から、本日の資料につきまして、簡単にご説明させていただきます。

意見書については、資料3、4、5で、5については、陳述者が述べた内容となります。

資料3は、鹿児島県医療労働組合連合会から提出された、最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書で、資料4につきましては、コープ鹿児島労働組合から提出されました、2022年度の地域別最低賃金額の目安審議に向けた意見書ということですので、お読みいただければと思っております。

資料6は、第2回目安に関する小委員会において配布された資料になります。6の①は、令和4年度賃金改定状況調査結果になります。1ページから2ページは、調査の概要となります。3ページは、第1表賃金改定実施状況別事業所割合、4ページは、第2表事業所の平均賃金改定率、5ページは、第3表事業所の賃金引上げ率の分布の特性値になります。6ページは、第4表①として、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、男女別内訳で、7ページは、第4表②として、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、一般・パート別内訳となっております。第4表につきましては、資料7の第2回目安に関する小委員会において配布された資料の5ページに、第4表③として、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計が追加されております。

次に、資料6の②は、生活保護と最低賃金となりますが、これにつきましては、第2回本審において改めて説明させていただきます。

資料6の③は、地域別最低賃金額、未満率及び影響率になります。

資料6の④は、賃金分布に関する資料で、鹿児島は、12ページ、26ページ、40ページに記載されています。

資料6の⑤は、最新の経済指標の動向を取りまとめたものになります。

資料6の⑥は、中賃委員からの追加要望資料として、中小企業への支援策の実績と倒産に関する資料となっています。

資料6の⑦は、第1回本審で配布しました資料14の④の足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分のみをつけております。

資料6の⑧は、同じく第1回本審の資料14の③の主要統計資料の更新部分のみとなります。

資料7は、第3回目安に関する小委員会において配布された資料で、「委員からの追加要望資料」として、国内企業物価指数、前年同月比の推移、輸入物価指数、円ベース・前年同月比の推移と先ほど説明いたしました第4表③となります。

詳細につきましては、ご確認をお願いいたします。以上です。

○ 山本部長

ただ今の資料の説明につきまして、急に大量の資料が出てきまして、全て目を通していただくのは難しいと思いますが、何かお尋ねになりたいということがありますでしょうか。

よろしいでしょうか。私の方から、1点ご確認したいことがあります。6の委員からの追加要望資料の業務改善助成金の都道府県別実績の表がありますが、これを見ると、福岡を除く九州県内で、鹿児島の実績が低いですが、これには特別な理由があるのでしょうか。申請者が少ないということの表れだろうと思いますが、なぜでしょうか。大分と比べると5分の1ぐらいしかないですが、ちょっとびっくりしたのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○ 勝田賃金室長

今、ご指摘いただきましたように、業務改善助成金につきましては、昨年、要件緩和が行われたり、特例コースができたところで、労働局としましても、周知広報に努めておりましたが、なかなか実績が伴っていないというようなことで、今年度に入りまして、労働局の方で各事業者団体、労働団体に基準部長以下、私も一緒に利用促進をお願いする要請をしたところではございます。昨年度、実際非常に少ないということは、労働局としての周知も足りないと考えておりますので、今回、どれくらい最低賃金が上がるかは、まだわからないところではありますが、もし改正になったときに、改正前に使っていただくというのが、非常に良いのではと考えております。改正審議と並行しながら、業務改善助成金については、さらなる周知広報をしていきたいと考えています。以上です。

○ 山本部長

ありがとうございます。もう少しお尋ねしたい気はしますが、また、審議の中でお尋ねすることにしたいと思います。ほかにこの資料につきまして、よろしいでしょうか。

○ 岩重委員

業界に対する助成金は、事業者として我々にはポピュラーじゃないです。今、周知徹底がうまくいってなかったということがあるのでしょうか。今後、それらのことももう少し我々に情報をいただいて、コロナも本来であれば、1年くらいでぬけると思っていたのですが、第7波までなって、我々にも国のほうから交付された融資を本来使わずに帰すつもりでありましたが、それを食って、逆にまた、資金ショートというのも起こしつつありますから、要は先行き

が見えないということで、助成金とか色々なものをいただいて、事業を何とか永らえるということで、この先どうなるかともありまして、いろいろ経営者側にしてもチョイスするのに迷うということもあります。なので、労働局のほうも先ほど話で周知徹底をもう少し積極的にとの話がありましたので、保証協会とか各金融機関というようなところに、我々企業の方にアジャストすれば、25が50とか75とかなっていくのではないかと補足しておきます。

○ 山本部会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

○ 瀬平委員

中身に関する質問ではないのですけれども、初めて参加しましたので、これらの資料というのは、小委員会で配布された資料ということなので、この中身についてご質問はありませんかと言われても、今見せられてなにか答えるというのがわからないので、これまでもそうなのかもしれませんが、できれば事前にいただいて、中を見てきて質問を受けるとか、そういうことでなければ、何もわからないままということしかないのです。これをまた後で、資料を読み込んで次回ということであれば、理解できますけれども、この場でと言われても質問ができない。可能であれば、事前に配布いただければというお願いです。

○ 山本部会長

ありがとうございます。これ自体は、中賃の目安小委員会で、ホームページに載っていて、そこにアップさせている資料ですね。何日ぐらいにアップされたかわかりませんが、私も最近知ったものですから、事前に配布というのは可能ですか。

○ 勝田賃金室長

中賃の資料につきましては、開催された当日には、ホームページにアップされて、うちの方も入手できますので、事前に配布することはできると思います。

それ以外で、労働局独自で作った資料であるとか、経済資料は発表しているところから持ってきてそれを付けておりますので、なるべく事前に配布できるように今後していきたいと思いますが、直前にしか入らないという資料もありますので、順番がバラバラになるかもしれませんが、適宜配布することにしたいと考えております。

○ 瀬平委員

配布というのが難しいようであれば、同じ資料がホームページに出ていますよと、審議会ではこれについても質問を受け付けますので、事前に見ておいてくださいと通知していただければ、見てきたいと思いますので、配布されたらありがたいですけれども、次回審議会で議論するというのであれば、場所をお示しいただいたらと思います。

○ 山本部会長

その点は、大丈夫でしょうか。

○ 勝田賃金室長

そちらについては、メールで場所をお示しして、そこに飛ぶような形でさせていただきます。それをわざわざ印刷することもないと思いますので、それを見ていただけたらと考えております。

○ 山本部会長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題3、鹿児島県最低賃金の改正審議についてに入りたいと思います。

今年度につきましては、まだ目安額が提示されておられません。25日に第4回小委員会が開かれて、そこで早ければ出るかなと思います。本年度の鹿児島県最低賃金の改正にあたりまして、まだ目安は出ておられません。差し当たり労使双方の基本的な考え方をここで開陳していただければと思います。

それではまず、労側からお願いできますでしょうか。

○ 白石委員

昨年同様、最初に、日本国憲法3大原則ということで、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を柱にということで考えております。

第25条には、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると記載されております。また、中身に触れさせてもらうと国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとなっております。地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して三者構成原則を踏まえて審議することを前提に考えております。

6月28日の中賃の審議会において、大臣より物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要であるということも発言されております。併せて、新しい資本主義実行計画工程表においては、最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指しなさいということも発言されております。

また、同日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022においても、同様の趣旨が掲載されており、政府としては、引き続き、できる限り早期の全国加重平均1,000円の実現に向け、最低賃金の引上げを図ってまいりますということも発言されています。

それを踏まえて、労働者側として、経済状況というところを見ると、直近2年はコロナ禍の影響を踏まえた審議を行ってきたが、現在は社会活動の正常化も進み、政府の各種支援策等にも支えられる中で経済は回復基調にある。今後は、経済をより自律的な成長軌道にのせていくことが必要であり、そのためには、経済・社会の活力の源となる人への投資が一番必要であると思っています。その重要な要素の1つが最低賃金の引上げにほかならない。経済状況においても、内閣府発表の月例報告にも、景気は持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直している。また、九州財務局の鹿児島県内経済情勢報告の中でも、県内の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある。また、日銀の鹿児島支店におきましては、鹿児島の景気は緩やかに持ち直している。同様に、九州経済研究所の発

表も、県内状況は、観光関連や投資関連がやや持ち直し、生産活動が一部で持ち直しというようなことで、全体的に記載されております。今後は、政策効果により支えられた経済回復を、自律的な成長軌道にのせていくことが重要であって、そのためには、人への投資が重要であり、その重要な要素が最低賃金の引上げではないのかなと思っております。また、人への投資ということで見ますと、今年の春季生活闘争の中でも、人への投資ということで積極的に連合としましても、未来づくり春闘として展開してまいりました。経営側も総じてこれに伝えてくれて、これまで以上の賃上げの広がりや底上げをはかることができたと思っております。労使で答えを出した賃上げの流れを最低賃金の引上げに続けていきたいと思っております。

また、消費者物価指数というところで見ますと、急激な物価上昇の中、私たち労働者、とりわけ最低賃金近傍で働く者の生活は苦しくなっております。物価上昇も本年の審議の重要なポイントになってくると思っております。消費者物価上昇率はゼロ近傍で推移していたが、資源高や円安の影響等により 2021 年度後半から物価上昇局面に入り、消費者物価上昇率は 2022 年 4 月、5 月と 2 ヶ月連続で 2.1% を記録しておりますし、2% 超の上昇率は消費増税の影響があった時期を除けば 2008 年 9 月以来の水準になっていると思っております。基礎的支出項目等の伸びが顕著であり、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇は、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していると思っております。実質賃金を維持しなければ最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなるばかりでありまして、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であると思っております。

そして、地域間格差というところで見ても見ますと、地域別最低賃金で 1 番最高額の 1,041 円でも、2,000 時間働いても年収が 200 万円程度であり、ワーキングプアという水準にとどまっております。生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に上げるべきではないかと思っております。2002 年度の時間額統一時には 104 円であった最高額と最低額の額差は、2021 年度には 221 円まで拡大しております。鹿児島は 220 円です。深刻な人手不足の中、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出していく。鹿児島でいえば、離島からこちらへ、鹿児島から都市部へというようなことも踏まえ、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白になるのではと思っております。昨年度、目安を上回る引上げが行われたのは全て D ランク県であり、これは人材確保を目指すという危機感の現れではないかと思っておりますので、地域間格差を縮めていかなければと思っております。

また、県内の労働市場においても、有効求人倍率は 1.36 倍、有効求人数でも前月より 2.3% 増、有効求職者数でも前月より 1.8% 増となっております。やはり、労働市場において賃金の上昇が見られますが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重点を置いていることの現れであると思っております。

また、新卒者、高卒の男子でも、172,000 円から 175,000 円と 3,000 円増加、大学男子でも、205,000 円から 207,000 円と 2,000 円昨年より上がっておりますし、労働力の流出、人材確保に重点をおいた現れではないかと思っております。

もう一つは、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境の整備ということで言わせていただきますと、最低賃金の引上げに向けては、中小・零細事業者が賃上げしやすい環境整備を行い、最低賃金法 9 条 2 項に定める企業の通常の事業の賃金支払い能力を高めることが必要になっ

てくると思っています。政府の各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果測定等を踏まえた上で、一層の制度拡充や利活用促進が必要であると思っています。加えて、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できるように対応を図るためのパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を行うとともに、その実効性を高めていくべきではないかと思っています。鹿児島として、人口減の中、いかに働く者の県外流出を止めて人材確保していくか、将来ある若者たちが魅力ある鹿児島に残るためにはどうすればいいのかというような観点から現状もですが、3年、5年、10年、長期のスパンで、鹿児島の経済を立て直すというわけではないですが、魅力ある鹿児島ということで、審議していきたいなと思っています。よろしくお願いたします。

1つだけ資料というわけではないですが、お配りします。今、大まかに説明しましたけれど、詳細については、次回に説明させていただきます。ちょっと気になったというのが、6月17日の南日本新聞をそのまま掲載させていただいておりますけれども、鹿児島の最低賃金というところで、9割が安いというようなことで、記事が載っております。商品値段は全国同じなのに生活が困難、給与、時給も82%が不満というようなことで、南日本新聞、熊本日日新聞、西日本新聞の3紙が、アンケートを取って載せております。やはり、鹿児島の最賃について9割が、安いと感じておりますし、賃金の伸び悩む一方、身近な商品の値上げラッシュが続いており、厳しい暮らしぶりが浮かんだと書いております。やはり、県民も意識的には、鹿児島の賃金が低いといったことが、新聞のほうでも掲載されております。この辺に目を向けていながら、今後の審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。私のほうからは、以上です。ありがとうございます。

○ 山本部長

ただ今、労側から基本的な考え方が述べられたかと思いますが、今の内容につきまして、ご質問、あるいは、ご意見等ありますでしょうか。労側から追加的にありますか。

○ 山本部長

よろしいですか。それでは、次に使側から、お願いたします。

○ 濱上委員

私どもの基本的な見解、現状認識ということで、まだ目安が出ておりませんので、考え方をペーパーにまとめてみました。現状認識と今年度の審議に臨む見解ということで、まとめてございます。

現状認識ですが、新型コロナの影響が、3年目に入ったというところから始まっておりまして、感染者数はこのところ再び増加傾向にあり、依然として収束の気配はありません。一方で、この間、コロナとの共生を日指し、社会生活上の行動制限もだいぶ緩和されてきました。鹿児島の経済も一進一退を繰り返しながらも全体としては少しずつ改善傾向にあります。ただ、回復途上の中、ウクライナ危機が勃発し、資源価格や原材料費の高騰も相まって力強い回復には至らず、先行き予断を許さない状況にあります。また、全体としての経済は回復傾向にはあるものの、企業業績は、いわゆるK字型回復となっています。業績が好調な企業には、賃上げや将来への投資が期待される一方、鹿児島の基幹産業である観光関連の業界や飲食業は、依然と

して厳しい業況の企業が多く、未だ事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる状況です。

最低賃金の主たる役割、機能は、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットにあります。だからこそ、業績の良し悪しに関係なく、一律に、しかも罰則を伴って適用されます。従って、最低賃金の決定にあたっては、地域経済の実情、各種指標やデータなどのエビデンスを基に、労使で決定するものと考え、最低賃金の引き上げを経済政策実現の手段として用いることは適切ではないという現状認識を受けまして、今年度の審議に臨む見解でございます。

最低賃金は、近年、おとしを除き3%台の大幅な引き上げが続き、多くの中小企業、小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれています。

特に、昨年は目安自体が、コロナ禍の非常に厳しい中、過去最大の引き上げ幅である28円が提示され、結果、国の意向に重きを置きすぎ、苦境におかれた事業者の経営実態を無視した引き上げ幅となりました。今年は先ほど申し上げたように、全体としては、景気は改善傾向にあること、ウクライナ危機による物価高が進んでいることなどから賃上げの社会的要請があることは認識しており、最低賃金も一定程度の引き上げは容認しなければならないと考えています。

使用者側も賃上げ絶対反対ではありません。上げられるところは上げることによって生活が豊かになり、需要が伸びていくという好循環は望ましいと考えています。ただ、K字型回復の中、コロナ禍の影響が深刻な業種における支払い能力にもしっかりと焦点を当てた上で議論をしていかななくてはならないと考えます。中小企業の労働分配率は、既に8割前後で高止まりをしています。また、このところの急速な円安や物価高は家計だけでなく企業にも大きな影響を与えています。最低賃金は、法が定める三要素、労働者の生計費、労働者の賃金、事業の支払い能力に基づき、目安を参考に公労使が真摯に議論しあって決定されるものです。各種指標やデータによる明確な根拠のもとで少しでも納得感のある水準を決定すべきであると考えていますというのが、使用者側の基本的な見解でございます。以上でございます。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

ただ今、使側から基本的な考え方が説明をされたかと思いますが、今の考え方につきまして、労使双方、どなたからでも、何かご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○ 山本部会長

よろしいでしょうか。使側から何か追加でということは、よろしいでしょうか。

ただ今、労使双方から基本的な最低賃金に関する、最近の状況に関する考え方をお伺いしました。ただ、中賃の目安もまだ出されていない段階で、これ以上金額審議をするということは、なかなか困難だと思います。

7月29日に開催されます第2回本審までには、中賃の目安が出され、そこで伝達が行われるものと思いますので、次回の専門部会を行う際には、双方とも具体的な金額の提示をお願いしたいと思います。本来であれば、目安があつて第1回目があるのが、順序としてはいいのですが、ちょっと後先になっていますが、目安は29日の本審段階では、確実に伝達されるという前

提のもとに、議論を進めたいと思っておりますので、次回の専門部会では、ぜひ具体的な金額提示をお願いしたいと思います。それをすり合わせることで、議論を深めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題のその他ですが、今後の審議につきまして、何かご意見等ありますでしょうか。どうぞ。

○ 岩重委員

このメンバーでこの専門部会、タイトな日程で議論していくわけですが、委員の構成です。濃厚接触者とか陽性云々が出たとき、今は大体 10 日くらい、実際短縮をとという話もありますが、構成要件を満たさなかったときにどうするのかというお考えをお持ちですか。先ほど、最低何人が集まらないといけないとありました。ズームでして画面上、手を挙げるとか、そういうことも考えているのか、そういうのが許されるのか、その現状を労働局として、お考えをお聞かせください。

○ 勝田賃金室長

現在、こういうコロナの状況ですので、また、本日基準部長もそういうことで欠席させていただいておりますので、そういうことも想定しないといけないと考えております。第 1 回の公益委員会でもお話がありましたが、要するにテレビ会議でできないのかと言われたのですが、現状なかなか難しいと話をさせていただきましたが、会が成立しないと決められないということになりますので、そこら辺は、早急に、遠隔であれば参加できるが、こちらには出てこれない方がおられるかもしれませんので、それに対応できるように検討していきたいと考えております。

○ 岩重委員

急がないですから、協議していただいて。鹿児島も 2,000 人を超えることは、誰も想定しなかったですから。もしかすると、ここに本当は具合が悪いのだがということになれば、すごいことになります。困りますので。

○ 勝田賃金室長

去年の段階では、コロナはどんどん減っていくと考えていましたので、そういう事情で参加できないということも考えられますので、そういうのも含めて事務局で検討したいと考えております。

○ 山本部長

よろしくお願いいたします。最賃審議会がクラスターになったというのは、聞きたくありませんので、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○ 松枝部会長代理

第 1 回の公益委員会では、全体をウェブ会議にするのは難しいとお話をお伺いしましたが、こういう事情でございますので、0、100 ではなくて、欠席の方がウェブの画面上でいいかと

というようなフレキシブルな形でも、スケジュール的にも開催できる方法を検討いただければと思います。

○ 勝田賃金室長
わかりました。

○ 山本部会長
よろしく願いいたします。そんなに大した機器はいらないと、普通のパソコンがあればできるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 岩重委員
スマホでできますからね。

○ 山本部会長
確かに、学生ともスマホでやっていますから。
それでは、最後に、事務局からの連絡事項ありましたらお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐
次回の部会につきましては、8月1日月曜日14時からです。
会場は、3階の第2会議室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○ 山本部会長
それでは、最後に議事録確認者を指名したいと思います。
労側は白石委員、使側は濱上委員をお願いしたいと思います。
本日の専門部会は、以上で終了いたします。どうもご苦勞様でした。